

**小田原市 A I オンデマンド交通実証運行業務委託  
公募型プロポーザル実施要領**

**令和 8 年 4 月**

**小田原市都市部地域交通課**

## 1 目的

小田原市（以下、「本市」とする。）では、令和6年3月に「小田原市地域公共交通計画」（以下、「交通計画」とする。）を策定し、既存の公共交通の維持・確保を基本とし、公共交通不便地域での移動支援策の実証事業を実施している。

この度、新たな移動支援策として、A I オンデマンド交通の実証運行を実施し、効果を検証するため、本市が発注予定の「小田原市A I オンデマンド交通実証運行業務委託」（以下、「本業務」とする。）の受託候補者を、公募型プロポーザル方式により選定するに当たり、必要な事項を定める。

なお、国の「交通空白」解消緊急対策事業を活用予定であり、同事業の補助要件を踏まえ、提案を求めるものである。

## 2 業務概要

### (1) 件名

小田原市A I オンデマンド交通実証運行業務委託

### (2) 業務内容

別紙「小田原市A I オンデマンド交通実証運行業務委託仕様書」のとおり

### (3) 業務期間

契約締結日から令和9年(2027年)3月31日まで

## 3 事業費上限額

金 45,720 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※令和8年小田原市議会6月定例会において本事業に係る予算が成立しない場合、本事業は中止する。

また、成立した予算が見積額を下回る場合は、予算額に応じて実施内容を調整する。

## 4 事務局

小田原市役所 都市部 地域交通課

〒250-8555 神奈川県小田原市荻窪 300 番地

TEL 0465-33-1267

E-mail ma-koutsu@city.odawara.kanagawa.jp

## 5 参加資格

本プロポーザルに参加することができる者（以下「参加者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

### (1) 単独企業として参加する場合

ア 小田原市契約規則（昭和39年小田原市規則第22号）第5条に規定する者であること。

イ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがされていないこと。

ウ 公募型プロポーザル実施要領の公表の日から契約締結日までのいずれの日においても、本市、神奈川県から指名停止処分を受けていないこと。

エ 地方税及び国税の滞納がないこと。

オ 「小田原市 A I オンデマンド交通実証運行業務委託プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）の委員が経営又は運営に関与していない者であること。

カ 小田原市競争入札参加資格者名簿において営業種目「情報処理業務委託」（システム関係）及び「その他の業務請負等委託」（運行関係）に登録されている者であること。ただし、小田原市競争入札参加資格者名簿に未だ登録されていないが、参加申込書を提出した時点で、該当業務に係る営業種目において現に申し込み中であり、候補者を選定する期日までに登録が完了する場合は例外とする。

キ 運行事業者として、市内に営業所がある又は市内で運行するバス路線を有すること。また、運行に当たり、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 4 条に基づく区域運行又は同法第 21 条に基づく実証運行での実施が可能であること。

ク 令和 3 年度以降（過去 5 年間）に地方公共団体から本業務の同種又は類似業務を受託し、履行した実績があること。

※同種業務：国の「交通空白」解消緊急対策事業を活用し A I オンデマンド交通を運行したもの。

※類似業務：上記以外の国補助の活用又は地方自治体の単独事業費で A I オンデマンド交通を運行したもの。

## (2) 協力事業者を伴って共同で参加する場合

ア 提案事業者は、小田原市競争入札参加資格者名簿において、一般委託「情報処理業務委託」【システム関係】又は一般委託「その他の業務請負等委託」【運行関係、その他】、コンサル（都市計画及び地方計画）【その他】に登録されている者であること。

イ 全ての協力事業者が（1）アからオまでの要件を全て満たすこと。

ウ 運行事業者は、（1）カ及びキの要件を満たすこと。さらに、提案事業者を含め、いずれかの事業者が（1）カ及びクの要件を満たすこと。

エ 提案事業者は、協力事業者を含めた全体の意思決定、管理運営等に全ての責任を持つ中心的役割を担うための履行能力を有していること。

オ 協力事業者は、別の提案でも協力事業者として参加することは可能だが、提案事業者が他の提案において、協力事業者として参加することはできない。

カ 提案事業者は協力事業者を変更することはできない。ただし、発注者がやむ

を得ない事情があると認めた場合は、変更できることとする。

いずれの場合においても提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

## 6 スケジュール

次のとおり予定しているが、変更となった場合はその都度周知する。

項目	内 容	日 時
1	公募型プロポーザル実施要領等の公表	令和8年4月15日(水)
2	質問書の提出期限	令和8年4月23日(木)午後5時まで
3	質問への回答	令和8年4月30日(木) ※予定
4	参加表明書等の提出期限	令和8年5月13日(水)午後5時まで
5	第一次審査結果の通知	令和8年5月20日(水) ※予定
6	二次審査 業務提案書等の提出期限	令和8年6月2日(火)午後5時まで
7	第二次審査 (プレゼンテーション)	令和8年6月23日(火)
8	最優秀候補者決定の通知及び公表 (国補助交付決定通知後)	令和8年6月29日(月) ※予定
9	仕様書に関する打合せ	令和8年7月上旬 ※予定
10	契約締結	令和8年7月中旬 ※予定
11	選定後 運輸支局等への申請書類の市への提出 期限	令和8年7月上旬 ※予定
12	小田原市生活交通ネットワーク協議会 への参加	令和8年7月中旬予定

## 7 参加手続きに関する配布資料等

### (1) 配布資料

- ア 公募型プロポーザル実施要領 (本書)
- イ 業務委託仕様書
- ウ 公募型プロポーザル様式集 様式1～10

### (2) 配布方法

本市公式ホームページからダウンロードして取得する。

## 8 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問は、参加表明書(兼誓約書)(様式1)、業務提案書等の作成及び提出に関する事項並びに本業務に関する事項に限ることとし、評価及び審査に関する質問は受け付けない。

### (1) 提出期限

令和8年4月23日(木) 午後5時まで

### (2) 提出先及び提出方法

2ページ「4 事務局」へ電子メールにより質問書(様式9)を提出すること。

なお、電子メールを送信した時は、その旨を電話にて連絡し、到達確認を行うこと。なお、電話による質問は受け付けない。

(3) 回答方法

令和8年4月30日（木）を目途に、本市公式ホームページに掲載する。

(4) 留意事項

メールの件名は「【提案質問】 + (業務提案事業者名称) + 送信年月日」とすること。

例) 株式会社〇〇が令和8年4月8日に質問書を送付した場合

→ 「【提案質問】(株) 〇〇 080408」

なお、質問の内容によって公平性を保てないと判断した場合は回答を行わないことがある。

## 9 参加申込等

本プロポーザルに参加を希望する事業者は、次により参加表明書（兼誓約書）（様式1）等を提出すること。

参加表明書等を提出した者に対しては、第一次審査終了後、結果を通知する。参加資格が認められた場合は、第二次審査に必要な書類を期日までに提出すること。なお、次に記載する提出期限までに参加表明書等を提出しない者又は審査の結果、参加資格がないと認められた者は、本プロポーザルに参加することはできない。

(1) 提出期限

ア 第一次審査に必要な書類

令和8年5月13日（水）午後5時まで（必着）

イ 第二次審査に必要な書類

令和8年6月2日（火）午後5時まで（必着）

(2) 提出先

2 ページ「4 事務局」記載の窓口

(3) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）

持参する場合の受付時間は、提出期限までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日、午前8時30分から午後5時までで、書類等を受領するのみとし、質問等は受け付けない。また、郵送の受付については、提出期限までに事務局に到着した場合有効とし、郵便事故等については、提出者のリスク負担とし、意義を申し立てることはできない。

(4) 提出書類等

次の書類を提出期限までに提出すること。

ア 第一次審査に必要な書類

書 類	内 容	様 式	部 数
①参加表明書	代表者印を押印すること	様式1	1

(兼誓約書)			
②業務委託共同提案協定書	単独企業の場合は提出不要	任意様式	1
③提案事業者概要書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・欄内に記入しきれない場合は、別紙（任意様式）での提出も可。</li> <li>①前年度の法人事業税の納税証明書 <ul style="list-style-type: none"> <li>※都道府県で発行されたもので、最新の事業年度の記載内容であるもの。</li> <li>ただし、納税証明書に記載されている未納額が0であるものに限る（写し可）。</li> </ul> </li> <li>②前年度の法人税並びに消費税及び地方消費税の記載がある納税証明書（その1） <ul style="list-style-type: none"> <li>※税務署で発行されたもので、最新の事業年度の記載内容であるもの。ただし、納税証明書に記載されている未納額が0であるものに限る（写し可）。</li> </ul> </li> <li>③本市及び事務所が所在する市区町村の納税証明書（写し可）</li> <li>④財務諸表（直近決算年度の貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書）を添付すること</li> </ul>	様式2 または 任意様式	1
④業務実績書	<p>システム関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年度以降（過去5年間）に自治体（市区（特別区）町村）から受注した同種業務又は類似業務の実績（最大5件）を記入すること。なお、必要に応じて事業内容が分かる資料（任意様式）を添付すること。</li> <li>・契約内容と期間を確認できる契約書の写しを添付すること。</li> </ul> <p>運行関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年度以降（過去5年間）に自治体（市区（特別区）町村）から受注し、道路運送法第4条に基づく区域運行又</li> </ul>	様式3-1 （システム関係）、 様式3-2 （運行関係） 及び 任意様式	1

	<p>は同法第 21 条に基づく実証運行での実績（最大 5 件）を記入すること。なお、必要に応じて事業内容が分かる資料（任意様式）を添付すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約内容と期間を確認できる契約書の写しを添付すること。</li> </ul>		
⑤業務実施体制表	<p>本業務の実施に当たって必要となる協力事業者を含め、体制表に記入すること。</p>	様式 4	1
⑥協力事業者概要書	<p>協力事業者に係る③提案事業者概要書で求める書類を添付すること（ただし、財務諸表の提出は不要とする。）。</p> <p>※単独企業の場合は提出不要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・参加者が、かながわ電子入札共同システムに未登録の場合（※システム、運行事業者は登録必須）は、以下の書類（写し可）も添付すること。（各 1 部）</li> <li>①定款及びその他の規約</li> <li>②履歴事項全部証明書</li> <li>③営業証明書</li> <li>④印鑑証明書</li> </ul> <p>※②～④は 3 か月に以内に発行されたものに限る。</p>	様式 5	1
⑦電子ファイル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・①～⑥のデータを CD-R に保存した物</li> </ul>	CD-R	1

イ 第二次審査に必要な書類

書 類	内 容	様 式	部 数
①業務提案書	<p>正本（代表者印を押印したもの） 副本（事業者を特定する情報を除いたもの）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・様式 6 を除き、A 4 サイズ片面印刷で 20 ページ以内とし、ページを付番すること。A 3 サイズの使用も認めるが、1 ページで A 4 サイズ 2 ページに換算する。また A 4 サイズに折り込むこと。</li> <li>・文字サイズは 10.5 ポイント以上（図表等はこの限りでない。）とすること。</li> <li>・左右に 20mm 以上の余白を設定すること。</li> <li>・できる限り具体例、イメージ図などを用</li> </ul>	<p>様式 6 及び 任意様式</p>	<p>正本 1 副本 7</p>

	<p>いて、わかりやすく記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・10 ページ 11(2) 第二次審査（業務提案書に基づくプレゼンテーション）の評価項目・評価基準毎に評価がしやすい構成とすること。</li> <li>・別紙、「小田原市A I オンデマンド交通実証運行業務委託仕様書」を踏まえた業務提案を記載すること。</li> <li>・仕様書に記載がない事項でも有効と判断される内容は、追加提案として、必要な金額も含め提案書に記載すること。また、システムの設定変更に必要な費用も前提条件を含め提案書に記載すること。</li> <li>・収支計画を記載すること。</li> <li>・運賃は有料とし、その形態、收受方法についても記載すること。</li> <li>・利用者が配車依頼を行う画面遷移が分かる内容を記載すること。</li> </ul>		
②業務工程表	<p>関係機関との手続きや実証運行期間、国への報告書の提出など、業務委託期間中の工程を明確に示すこと。</p>	任意様式	1
③参考見積書 (内訳書含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「3 事業費上限額」を超えないこと。</li> <li>・A4サイズ、片面印刷とする。</li> <li>・見積額を記載し、その算出根拠となる積算内訳を明記する。</li> <li>・見積額は、消費税及び地方消費税を含め、収入見込額は減算せずに記載する。</li> <li>・国の「交通空白」解消緊急対策事業の活用を予定していることから、国補助対象及び対象外(補助対象期間と期間外を含む)の内訳が分かる参考見積書を別途、提出すること。</li> <li>・令和9年度の運行の参考とするため、令和9年4月1日から令和10年3月末日までの期間(運行台数や時間の条件は変更しない)の参考見積書を別途、提出すること。</li> </ul>	任意様式	1
④電子ファイル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・①～③のデータをCD-Rに保存した物</li> </ul>	CD-R	1

(5) 提出資料作成上の注意事項

- ア 副本については、提出者が特定される法人・会社名等の情報を削除すること。
- イ 各ページに通し番号を振ること。
- ウ 参考見積書は、業務提案書の内容に基づき、本業務の実施に必要な費用を算出し、見積り内容が分かるように記載すること。
- エ 仕様書の内容を踏まえた上で、より良い業務提案になるよう、参加者それぞれのノウハウを活用した提案内容にすること。

(6) 参加を辞退する場合

書類提出後に辞退する場合は、電話にて事前連絡のうえ、参加辞退届(様式10)をメール又は持参、郵送にて提出すること。

## 10 審査方法

(1) 審査方針

本業務の契約の相手方となる候補者(以下「候補者」という。)の選定は、審査委員会において、業務提案書やプレゼンテーション等による審査を踏まえ実施する。審査委員会の審査結果を受け、評価が最も高い参加者を最優秀候補者として選定し、次に優れていたものを次点候補者として選定する。

(2) 第一次審査

ア 審査概要

- (ア) 参加者から提出された参加表明書等をもとに事務局が参加資格を確認する。
- (イ) 提出された業務実績書について事務局が書類審査を実施し、評価の得点が高いものから、第二次審査に参加できる者を最大4者選定する。
- (ウ) 参加者が4者に満たない場合でも本プロポーザルは成立するものとし、第一次審査を実施する。

イ その他

- (ア) 審査結果に関する異議申し立ては一切受け付けない。
- (イ) 提出書類は、第一次審査を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。また、提出された参加表明書等は返却しない。

(3) 第一次審査結果の通知

第一次審査の結果は、令和8年5月20日(水)を目途に、参加申請者に電子メール等で通知する。

(4) 第二次審査(プレゼンテーション:非公開)

提出された業務提案書等に基づき、次のとおり実施する。

ア 開催日:令和8年6月23日(火)

※第一次審査の結果通知で時間と場所を指定する。

イ 場所:小田原市役所内または付近の会議室(予定)

ウ 実施方法

- (ア) プレゼンテーション（20分以内）及び質疑応答（15分程度）を実施する。
- (イ) 説明資料は、提出された業務提案書に基づき行うものとし、追加提案や追加資料の提出は認めない。
- (ウ) プレゼンテーションにおいて、提出書類の内容に関するスライドを投影して説明することができる。この場合において、提出書類の内容を要約したものを投影することは認めるが、提出書類に記載のない事項を投影することは認めない。なお、プロジェクター及びスクリーンは本市で用意し、操作端末は提案事業者が用意すること。
- (エ) 受託者になった場合の、本業務の責任者となる予定の者を出席させること。

## 11 評価方法

評価項目及び配点基準は次のとおりとする。

### (1) 第一次審査（書類審査）

評価項目	評価基準	評価点
参加資格等	提出書類を基に、参加資格、財務状況を確認。	—
業務実績	同種業務又は類似業務の実績があるか（最大5件） ※同種業務1件×10点 ※類似業務1件×5点 なお、実績がない場合は失格とする。 ※協力事業者を伴って提案する場合の実績については、各社の実績を提案事業者の実績としてみなす。	50
運行実績 (運行事業者)	運行業務の実績があるか（最大5件） ※道路運送法第4条の区域運行による運行1件×10点 ※道路運送法第21条の実証運行による運行1件×5点	50
合 計		100

※評価の合計点が高いものから選定し、4番目となるものが複数いた場合は、同種業務の件数が多い者を選定する。同種業務も同数の場合は、類似業務における国補助を活用した件数が多い事業者を選定する。いずれも同数の場合はくじ引きにより選定する。

### (2) 第二次審査（業務提案書に基づくプレゼンテーション）

評価項目	評価基準	評価点
業務理解度	提案内容が本市の公共交通の現状の課題に対応し、かつ将来的な展望について、的確に示されているか。	10
実施体制及び業務工程	関係機関との手続きなど作業内容が明確に示されているとともに、着実に実証運行が実施できる実施体制・業務工程となっているか。	20

提案内容	システムの操作性	システムについては、「画面構成が直感的に分かりやすく操作性に優れている」また、「混雑状況や待ち時間が明確に示される」など、高齢者をはじめ、多くの方にとって利用しやすいと感じる仕組みとなっているか。	25
	利用促進策	利用者数を増加させる取組やオンラインでの予約を増加させるなどの取組を住民に対して積極的に行う提案となっているか。	25
	効果検証・改善等	運行実績の把握や評価検証等のために、必要な運行データ等がシステムから入手できるか。更に、具体的な効果検証方法があるか。また、検証や改善について、適切に支援される提案となっているか。	25
	既存公共交通との共存・連携	既存の公共交通との共存や連携に配慮された提案となっているか。	10
見積額		事業費上限額の範囲内であり、他の提案価格との比較において優位性があるか。	10
合 計			125

## 12 最優秀候補者の選定等

- (1) 第二次審査終了後、審査委員会において、評価点の総合計（第一次審査の得点と第二次審査における審査委員の平均点の合計点）が最も高い者を、最優秀候補者、次に高い者を次点候補者として選定する。
- (2) 令和5年度小田原市民間提案制度（テーマ型）A I オンデマンド交通を活用した移動支援策において、提案が選定された者については、評価点の5%を加点する。
- (3) 採点結果が同点であった場合、参加資格審査時の採点結果により、順位を決定する。
- (4) 参加資格の審査結果が同点であった場合、審査委員の多数決により順位を決定することとする。ただし、多数決により、同数だった場合、くじ引きにより順位を決定することとする。
- (5) 参加者が1者であっても業務提案の評価を実施し、基準を満たしていると判断した場合は最優秀候補者として選定する。
- (6) 第二次審査における平均点が75点（60%）に満たない場合は失格とする。
- (7) その他、不測の事態が生じた場合は、審査委員会の判断により協議の上決定する。
- (8) 選定の通知日については、6月29日（月）を予定しているが、国の交付決定

を待つて通知するため、日程が変更となる可能性がある。

### 13 失格事項

- (1) 本プロポーザルの参加者が、次のいずれかに該当する場合は失格とする。
  - ア 本プロポーザルの手続き過程で、「5 参加資格」の規定に抵触することが明らかとなったとき。
  - イ 第二次審査に出席しなかったとき。
  - ウ 次のいずれかの行為をしたとき。
    - (ア) 審査委員会委員に対して、直接・間接を問わず故意に接触を求めること。
    - (イ) 他の参加者と応募内容又はその意図について相談すること。
    - (ウ) 最優秀候補者の選定終了までに、他の参加者に対して応募内容を意図的に開示すること。
    - (エ) その他審査委員会又は本市が不適格と認めたとき。
- (2) 参加者が書類を提出するに当たり次のいずれかに該当する場合は、失格とする。
  - ア 書類の提出方法、提出先及び提出期限が本要領に適合していないとき。
  - イ 書類の作成形式等が本要領に適合していないとき。
  - ウ 書類に事実と反する記載をしたとき。
  - エ 参考見積書に記載した金額が「3 事業費上限額」に掲げる予算規模を超過しているとき。
  - オ 業務提案書等の提出期限後に参考見積書の金額を訂正したとき。
  - カ その他、審査委員会又は本市が不適格と認めたとき。

### 14 選定後の流れ・契約に関する事項

- (1) 審査委員会において、選定された最優秀候補者と速やかに、契約締結に向けて協議を行う。なお、提案を元に最終の仕様を調整するが、提案の一部を変更（追加、削除等）した上で契約の仕様に反映させる場合もある。

また、最優秀候補者が提出した参考見積書記載の金額を超える金額での契約締結は原則しない。特別な理由により最優秀候補者と契約締結ができない場合は、次点候補者と契約交渉を行うこととする。最終的に交渉が成立した者を本市は受託者と決定する。
- (2) 本市と受託者で協議した上で契約書を作成する。
- (3) 支払いの条件
  - ア 前払金は支払わないこととする。
  - イ 支払い方法及び支払い時期については、本市と受託者が協議の上、契約書に定めることとする。
  - ウ 運賃収入の精算方法については、契約金額から減算することとする。
- (4) 協議が整い次第、速やかに契約の手続きを行うこととする。
- (5) 契約保証金については、小田原市契約規則第 29 条の各号のいずれかに該当する場合、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

## (6) 実証運行に向けた準備

受託者と決定された事業者は、契約締結日から実証運行開始日前日までの間を実証運行準備期間とし、実証運行に向けた手続きや準備等を行うこととする。

特に受託者決定直後に予定している小田原市生活交通ネットワーク協議会において、本実証運行に係る協議を行うことから、各種手続きに必要な書類の準備は遅滞なく行うこと。

## 15 結果の公表

### (1) 審査結果の通知及び審査結果の公表

審査の結果については、令和8年(2026年)6月29日(月)に参加者に通知するとともに、本市公式ホームページで公表する予定。

### (2) 審査結果に関する質問

参加事業者からの審査結果に関する質問等については、メール又は書面により受け付ける。その場合、審査結果の公表日(市ホームページ掲載日)の翌日から起算して5日以内(土、日曜日を除く。)に提出すること。ただし、異議申し立ては一切受け付けない。

## 16 その他

(1) 本プロポーザル選考に係る費用は、全て参加者の負担とする。

(2) 提案事業者1者につき、1提案限りとする。

(3) 提出後の書類の差し替え及び再提出は認めない。

(4) 提出書類は返却しない。

(5) 提出書類の記載事項で、事務局による詳細確認が必要と判断した事項については、6 スケジュールの時期に関わらず、参加者に問い合わせる場合がある。

(6) 提出書類及びその複製は、本業務の選考以外に参加者に無断で使用しないこととする。

(7) 提出書類の知的所有権は、提出した者に所属するが、選定作業等において、必要な範囲で複製を作成する場合がある。なお、提出された書類は、小田原市情報公開条例(平成14年小田原市条例第32号)に基づき公開する場合がある。

(8) 提出した書類の修正等は認めない。ただし、明らかな誤りと本市との調整に基づく変更又は修正についてはこの限りではない。

(9) 提案内容を適切に反映した特記仕様書作成のため、本業務の具体的な実施方針について資料の提出を求めることがある。

(様式1)

令和8年 月 日

小田原市長 加藤 憲一 様

参加表明書 (兼誓約書)

小田原市A I オンデマンド交通実証運行業務委託公募型プロポーザルについて、参加申込をします。

なお、このプロポーザルの申し込みに当たり、実施要領「5 参加資格」に記載されている要件をすべて満たしていることを誓約します。

提出者) 住 所  
会 社 名  
代 表 者 役職名 氏名 ㊞

担当者) 担当部署  
氏 名  
電話番号  
F A X  
E-mail

(様式2)

### 提案事業者概要書

法人の商号又は名称	
所在地	
代表者氏名	
会社設立年月日	
従業員数	
業務内容	

業務実績書  
(システム関係)

法人の商号又は名称

業務名称・ 発注者（自治体名）	請負金額	業務期間	業務区分
実証運行・本格運行	円	令和 年 月 日 ～令和 年 月 日	同種・類似
実証運行・本格運行	円	令和 年 月 日 ～令和 年 月 日	同種・類似
実証運行・本格運行	円	令和 年 月 日 ～令和 年 月 日	同種・類似
実証運行・本格運行	円	令和 年 月 日 ～令和 年 月 日	同種・類似
実証運行・本格運行	円	令和 年 月 日 ～令和 年 月 日	同種・類似

注1：必要に応じて業務内容が分かる資料（任意様式）を添付すること。

注2：契約内容と期間を確認できる契約書の写しを添付すること。

注3：実績に記載する業務については、実証運行、本格運行の該当する方に○をつけること。

注4：業務区分について、同種、類似の該当する方に○をつけること。

業務実績書  
(運行関係)

法人の商号又は名称

業務名称・ 発注者（自治体名）	請負金額	業務期間	業務区分
	円	令和 年 月 日 ～令和 年 月 日	4 条区域運行 ・ 21 条実証運行
	円	令和 年 月 日 ～令和 年 月 日	4 条区域運行 ・ 21 条実証運行
	円	令和 年 月 日 ～令和 年 月 日	4 条区域運行 ・ 21 条実証運行
	円	令和 年 月 日 ～令和 年 月 日	4 条区域運行 ・ 21 条実証運行
	円	令和 年 月 日 ～令和 年 月 日	4 条区域運行 ・ 21 条実証運行

注 1：必要に応じて業務内容が分かる資料（任意様式）を添付すること。

注 2：契約内容と期間を確認できる契約書の写しを添付すること。

注 3：業務区分について、4 条区域運行、21 条実証運行の該当する方に○をつけること。

(様式4)

### 業務実施体制表

事業者	所属・役職・ 担当者氏名	連絡先	担当業務の内容

注1：提案事業者は上段太字枠に記入すること

注2：担当者氏名にはふりがなを付すこと。

注3：欄が不足する場合は適宜追加すること。

(様式5)

### 協力事業者概要書

法人の商号又は名称	
所在地	
代表者氏名	
会社設立年月日	
従業員数	
業務内容	

注：1 協力事業者がいる場合は、各社ごとに提出すること。

(様式6)

令和8年 月 日

小田原市長 加藤 憲一 様

業務提案書

小田原市A I オンデマンド交通実証運行業務委託公募型プロポーザルの業務提案書について、別紙のとおり、提出いたします。

提出者) 住 所  
会 社 名  
代 表 者 役職名 氏名

担当者) 担当部署  
氏 名  
電話番号  
F A X  
E - m a i l

(様式7)  
地交第 号  
令和8年(2026年) 月 日

様

小田原市長 加藤 憲一

参加資格審査結果通知書

令和8年(2026年) 月 日付けで貴社から参加申込書が提出された次の業務における審査結果について、次のとおり、通知します。

- 1 業務名：小田原市A I オンデマンド交通実証運行業務委託
- 2 結果：
- 3 その他：

事務担当

小田原市 都市部 地域交通課 地域交通係  
担当：

〒250-8555

神奈川県小田原市荻窪 300 番地

TEL 0465-33-1267

FAX 0465-33-1579

E-mail ma-koutsu@city.odawara.kanagawa.jp

(様式8)

地交第 号

令和8年(2026年) 月 日

様

小田原市長 加藤 憲一

プロポーザル審査結果通知書

貴社から業務提案書を提出していただきましたプロポーザルにおける、審査結果について、次のとおり通知します。

- 1 業務名：小田原市A I オンデマンド交通実証運行業務委託
- 2 結果：
- 3 その他：

事務担当

小田原市 都市部 地域交通課 地域交通係

担当：

〒250-8555

神奈川県小田原市荻窪 300 番地

TEL 0465-33-1267

FAX 0465-33-1579

E-mail ma-koutsu@city.odawara.kanagawa.jp

(様式9)

令和8年 月 日

小田原市長 加藤 憲一 様

住所又は  
事業所所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

### 質問書

質問 No.	該当箇所	質問事項
1		
2		
3		
4		
5		

※欄は適宜追加してください。

(様式 10)

令和8年 月 日

小田原市長 加藤 憲一 様

住所又は  
事業所所在地

商号又は名称

代表者職氏名

⑩

参加辞退届

令和8年 月 日付けで申込をした次の業務提案について、辞退します。

1 業務名：小田原市A I オンデマンド交通実証運行業務委託

2 理由：